

社会保険部の頁

令和7年10月以降の電子処方箋の導入補助

社会保険部

国において医療DXの一環として推進している電子処方箋の導入について、本年3月の時点では「概ね全国の医療機関に対し、2025年3月までに普及させる」とされていた目標の見直しが行われ、「電子処方箋の新たな目標については、令和7年夏を目処に見直しを行う」こととされておりました。これに伴い、医療情報化支援基金（ICT基金）による電子処方箋の導入補助についても令和7年9月までに期間が延長されておりましたが、このたび、その期間について、令和8年9月までに電子処方箋を導入した医療機関等が補助対象となるよう、期間がさらに延長されるとともに、従来の院外処方機能に加えて院内処方機能も補助対象に追加されることとなりましたので、お知らせいたします。

なお、令和8年10月以降の補助の取扱いについては、令和8年夏までにとりまとめられる電子カルテ及び電子カルテ情報共有サービスの普及計画を踏まえて、電子処方箋と併せて導入が一体的に進むよう、改めて補助の取扱いを検討するとされております。

※院内処方情報を電子処方箋管理サービスへ登録する際に、電子署名を求めていないため、電子署名が必要となるHPKIカードの保有等は必ずしも必要とされません。また、補助事業においても電子署名を必要としない医療機関等は、HPKIカードの保有等は求めないこととされております。

■令和7年10月以降の電子処方箋の導入補助（病院、診療所のみ抜粋）

	大規模病院※1	病院	診療所
院外処方機能 (基本機能+追加機能※2)	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を上限に、その1/2を補助
院外処方機能+院内処方機能 (基本機能+追加機能+院内処方機能)	247.7万円を上限に補助 ※事業額の743.2万円を上限に、その1/3を補助	169.6万円を上限に補助 ※事業額の508.8万円を上限に、その1/3を補助	35.9万円を上限に補助 ※事業額の71.7万円を上限に、その1/2を補助

※1 大規模病院…病床数が200床以上の病院

※2 追加機能…リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索

補助金に関する詳細な情報については、医療機関等向け総合ポータルサイトへの掲載及び医療機関等に対するメール（医療機関等向け総合ポータルサイトからの発信）によりお知らせされますのでご確認ください。

○電子処方箋の導入補助に関する問合せ先

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

■ IT 導入補助金について

国による最低賃金の引上げに関連した支援拡充の一環として、生産性向上の支援策が強化されることとなり、助成金や補助金の対象拡大、要件緩和等の措置を講じることとされており、賃上げに取り組む医療機関においても使用可能とのことです。IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等（※）の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（レセコン、電子カルテ等）の導入を支援する補助金となります。

※従業員数が300人以下の医療法人及び、100人以下の個人開業医が対象となります。

○補助金制度掲載サイト

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

・問合せ先

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター

0570-666-376

そのほか、医療 DX に関するシステム導入等で活用が可能な補助金に関して、日本医師会にて一覧としてまとめた上で通知されておりますので、日本医師会文書管理システム（会員向け）の掲載サイトよりご確認願います。

○日本医師会文書管理システム（会員向け）掲載サイト

<https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/bunsyo3.cgi>

・上記ページのアクセスには日医会員用アカウントが必要です。

・2025年10月文書－「医療 DX に関するシステムの導入等で活用できる補助金まとめ」